

座談会 法曹人口の増大と質の確保

昨年は、司法修習生の落第問題などで法曹の質が問題になったが、この法曹の「質」の問題は、増大する法曹人口という「量」の問題と裏表である。単純に量を増やせば質は低下する、あるいは質の巾が広がる。座談会では、法曹の質と量をトレードオフで考えるべきではなく、質を維持しながら量も増やすからこそ司法改革なのだという発言などがあった。これをどうやって実現していくか。

あるべき法曹の質の問題から法曹人口増大の展望まで、3人の論客に縦横に語ってもらった。

日時：2007年12月15日（土）午前10時～12時
場所：弁護士会館



藤森 研氏

1949年生まれ。1974年朝日新聞入社。東京社会部次長・論説委員を経て、現在、朝日新聞編集委員。2004年の東弁市民会議発足時から同会議委員を務める。



高中 正彦 会員

1951年生まれ。司法修習31期。2006年より東弁司法改革総合センター委員長代行。



菊地 裕太郎 会員

1951年生まれ。司法修習33期。2006年より日弁連弁護士業務総合推進センター事務局長。

司法研修所の二回試験の大量落第 (2006年59期107名、2007年9月現行60期71名、 同年12月新60期59名)をどう考えるか

藤森：マスコミが大きく取り上げていると言われるので非常に言いにくい（笑）。ただ、私としては若干心配し過ぎかなと思う。資格試験ということからすると、少量とは言わなくても大量落第とまでは言えない。それをもって法曹の質を云々するのは、やはり法曹人口増への不満、不平、不安が、そこをところを突破口に噴き出しているのかなという感じがする。

高中：私も同感であり、司法試験合格者数が大幅に

増えれば、ミスマッチ、つまりこれまでの司法試験合格水準以下の人が出てくるのは当然であろうから、「大量落第」というショッキングな言葉が誇大に喧伝されているように思う。見方によれば、「大量」とは言えないのではないか。

菊地：法曹の質の確保問題がクローズアップされているが、大量落第と法曹の質の確保の問題がそもそも結びつくのか、という問題意識が必要だと思う。二回試験の落第により基本的な法的知識が足りない、イコール法曹の質の低下であると短絡的に言えるのかということが最近大分意識されてきた。このテーマはもうちょっと深く考えていかなければいけないと思う。

法曹の「質」を どのような角度から捉えるのか

菊地：2000年11月の日弁連臨時総会において「法曹の質を確保しながら」事実上3,000人増員を容認したが、その「質」とは何かというのがずっと問題のままにされていた。平山日弁連会長の公約では、「検証なき増員には反対だ、何を検証するのか」という法曹人口の数と質だ」と。就任されて「ところで質の検証と言ったけれどもあれはどうなっているか」というところから、「質って何を検証するの。そもそも質って何？」という議論となった。この問題が意識的に議論されるようになったのは最近のことだ。

高中：マスコミでも、よく「医療の質」という言葉が使われるが、法曹の質ということについてマスコミが意識したということは過去にあまりないのではないかな。

藤森：例えば弁護士の不祥事が続いたときに「質の低下」と言われることがあった。

菊地：積極的な概念として「質」を捉えようというのはなくて、質が悪いというのでイコール懲戒とか落第だとかというマイナスイメージ。

高中：二回試験の落第問題で、初めて、法的知識、法的思考能力、事実の分析能力、法的解決能力などの資質をとりあげて「質とは何か」を論ずるということにスポットライトが当たったように思う。バブル経済が崩壊した時期に、依頼者からの預かり金に手をつけた等の事件が相当数発生し、懲戒処分が多発したことがあったが、その当時は、弁護士の質は、一般の社会人としてもあるまじき不祥事と関連づけられて論じられたことはその通りだと思う。しかし、今は、様相が異なる。現在は、不動産の即時取得を平気で述べるような弁護士を容認するかどうかから始まっている（笑）。

藤森：「質」の対をなす語は「量」で、そここのところ

の問題として、質がより政治的にクローズアップされている面もある。

高中：「質」の中身を探っていくことは本当に難しい。「これこそが質だ」という定義は絶対にできないように思われる。ただ、私は、「質」は、誰から見て捉えるのか、という問題が1つあると思う。司法ユーザーから見た質、弁護士や弁護士会という職能団体から見た質、それから、裁判官・検察官も含めた法曹全体から見た質があるし、ユーザーといっても、わが国最先端の法務、例えば、知的財産権を取り扱う弁護士の質と一般的な債務整理事件や離婚事件を取り扱う質とでは異なるのではないかな。そういう意味では、照射角を変えることによって多面的に質を検討する必要がある。しかし、社会あるいは国民が求める質と、弁護士あるいは法曹が求める質の間に基本的に齟齬があってはいけないと思うので、弁護士がひとりよがりて質を語ってもいけないが、かといって弁護士が考えるあるいは求める質について、国民やマスコミも理解してほしいと考えている。国民から神様のような質を求められても困る。

「質」に何をカウントするか

藤森：1つは必要条件として専門的な知識、それを使いこなす論理的能力、スキル。それから第2は、紛争解決の専門家であり人権の護り手として社会的に期待されているだけに、人間に対して共感できる力、人間力。この2つの層に分けて考えた場合、第1のスキルの点だけを、とりあえず資格としてはちゃんとクリアできれば基本的にはいいのであって、その人の個性の中身にまで立ち入るべきではないという考え方が1つあり得ると思う。一方で、法曹というのは非常に



高中 正彦 会員

大事な役割でもあるから、言ってみれば第1と第2の総合として質を考えるべきであろうという考え方もある。僕はどちらかというと、理想かもしれないけれど、後者、共感性も含んだ質ということを期待したい。

高中：私は、基本にあるべきは、プロフェッション性と思っている。弁護士は、医師や聖職者と並ぶプロフェッションであり、高度な学識、特殊な技能を修得し、これを具体的事件に適用して使いこなし、社会全体の利益のために尽くす公共的な責務を担っている職である。弁護士のモデル論がさかんであるが、戦前は、在野法曹モデル*1があつて、権力に対抗する弁護士像であつたが、1970年代にプロフェッションモデル*2が盛んとなり、やがて法サービスモデル*3が唱えられるようになった。現在は、関係志向モデル*4というものもある。私は、法サービスモデルあるいはビジネスモデルを否定はしないが、これは決してプロフェッションモデルと相反するものではないと思っている。プロフェッション論に対して批判が出てきたのは、余りにも公益性を強調し過ぎていないか、依頼者から依頼を受けて誠実に職務を尽くすという面が疎かになってはいないかという反省から生まれたにすぎない。弁護士がプロフェッションであるという認識は現在も、またこれからも不変であり、これを中心に据えて、その中身に何を盛り込むのが問題だと思う。

菊地：そもそも検証の対象の「質」は何かというのが最初の我々日弁連法務研究財団の研究チームのテーマで、アンケートとヒアリングをやった。その中で一番大きかったのは、人格・識見などの人格的な陶冶。もちろん、法実務に対する能力、法的知識は当然のことで、それがなければただの人だが、プラス何を求めるかが人格・識見だというのが大体の総体だった。もう1つ出てきたのは、これは非常に難しいが、法創造、立法に関する能力。法を批判的に捉える、新し

い判例にチャレンジする。そういう新しい法創造というクリエイティブな部分が弁護士にないと司法の発展もないという高邁な議論まであつた。ただ、異様に突出されて語られるのがいわゆる応用力ではなくて法学的な基礎知識の部分。研修所を出て法律知識があるのかないのかが二回試験の落第問題とともに語られている。昨今の修習委員会では「全体にデキが悪い」というのが非常に声高に語られているが、これは法曹の質のごく一面にすぎない、というのが今のところの日弁連法務研究財団の到達点であり、質に対しての考え方。

「腕がよくて親身になってくれる人」

藤森：今の定義に重なるが、「腕がよくて親身になってくれる人」が、やはり多くの市民が法曹に求めている姿ではないだろうか。幾ら腕がよくても自分が儲けることばかり考えている代理人ではちょっと願い下げだし、逆に、幾ら親身になってくれても腕がなければ困るなどというのも当然だ。昔「教師聖職論」というのがあつた。教師は聖職なのか、労働者性を重視すべきかというなかなかの難問。法曹の方々も、それぞれ1人の人間として悩みもするし、我々が神様を求めているとはいけないと思う。けれども、やはり世間の目にある種の敬意があつて、それに割合応えてきてくれたと私は思っているので、そこは失わないでほしい。

高中：腕がよくて親身にやってくれるというときの「親身」という言葉の中身はかなり深いと思う。腕がよいというのは、法律知識や法的分析能力などが十分にあるということだろう。例えば、裁判というシチュエーションでは、法的知識や法的分析能力など縦横無尽に駆使して、依頼者利益の最大化を図るという

ことになるだろう。では、親身というのはどういうことか、なかなか難しい。私は、倫理研修などでよく設例で使うのだが、ある依頼者から債権回収事件を受任して、訴訟を提起したが、相手方が、とにかくお金がないから和解してほしいと法廷ですがつた場合に、それを断固拒否して判決を取って直ちに強制執行をし、債権全額を回収した。しかし、それがために相手方が経営する会社は資金繰りに行き詰まって倒産し、相手方も悲観して自殺してしまった。このような場合、この弁護士は、依頼者利益を最大限実現したとして腕がよいのであろうが、果たして親身という評価をしてよいのだろうか。そもそも「腕がよい」との評価もできるのだろうか。

藤森：それは本質だと思う。つまりそれは依頼者利益の最大化を図るだけではだめではないかということ。もうご経験のとおり。そうではなくて社会正義ということも一方で考えていないといけない。自分の依頼者がやはり全体から見てどうなのかというところ、矯める姿勢ということも当然必要、という意味でプロフェッションというのはそういうものも含んでいるのだろう。まさにそのバランス。市場と社会正義は大体非常に難しい問題。そこを現代社会においてどのぐらいみんなが「そうだな」というふうに当事者も思える、そこを探る強い力というか、あるいは説得できる力みたいなことなのだろう。

菊地：例えば一般市民の事件で言うと、クレサラ事件に知財の高度な知識は要らないから、それより親身になって自分のためにやってくれる先生が本当のいい先生なんだと言われる。高度な法知識を果たして市民が弁護士全部に求めているのかという話になる。ユーザーの立場から見ても、質の視点の軸が定まっていない。例えば、公益活動も質の重要な要素であるが、会社は顧問弁護士に対し、「あまり弁護士会の会務をや

って、忙しくならないでくださいよ」と言うことがある。クライアントから見れば余計な質の要素かもしれない。そういう意味では、とりあえず我々弁護士から見て理想的な弁護士の絵を描いてみて、それに対して市民なり企業はどう評価していくのか。これがまさにCS評価（顧客満足度評価）ということで、顧客満足度をどう捉えていくかということだ。これについてはこれまで結構研究は進んでいて、名古屋大学の菅原郁夫教授を中心とする研究グループの民事裁判利用者調査によると、弁護士への満足度はやや満足まで含めて7割ある。片や、中小企業のニーズ調査で中小企業が他の士業よりも弁護士に対する満足度が低いのは何故か、こういういろいろな議論が出ている。視点を変えることによって質は多面的に捉えなければいけないが、余りいろいろな目線を取り入れていくとまた質の軸がずれるという相反する側面もある。

* 1 在野法曹モデル

権力に抗しつつ国民の自由と人権を擁護するという伝統的な弁護士モデル。

* 2 プロフェッションモデル

1970年代以降に定着した特定の学識に裏付けられた専門家が公共の福祉を目的に活動するという弁護士モデル。

* 3 法サービスモデル

1980年代に入り、プロフェッションモデルを批判して登場。消費者である依頼者の立場からみた弁護士モデル。弁護士サービス市場の自由化を促進したといわれている。

* 4 関係志向モデル

依頼者と弁護士のパートナーシップを志向する最新のモデル。

なお、早稲田大学の須網隆夫教授によると、1980年代後半からの弁護士人口増加への強い要請は、弁護士会内に来たるべき環境の変化を予測させ、弁護士のアイデンティティーの確立は弁護士会にとって重要な課題であるという。

「質」を満たさない法曹は そもそもマーケットに出すべきではないのではないか

高中：弁護士という職は、代言人から始まって百数十年の歴史を持つが、どのような時代になっても、日本にとって必要不可欠な制度として絶対になければならないし、規制が緩和されて競争社会になれば、競争のルールを守らせたり、競争から脱落した人を救うために、ますますその重みが増している。日本という国の在り方を支えるような極めて重要な部分を弁護士が担うようになった。そうだとすれば、国民、市民から信頼されなければならないのは当然だ。こういう考えをベースにすれば、質の中身に何を盛り込むかの問題はこれからの課題であるとしても、誰もが必要だと考える質を満たさない弁護士は、そもそもマーケットに出すべきではないと思う。それは、国民にとってかえって有害だと思う。

藤森：友人の弁護士に教わった受け売りだが、民間の職業で、憲法に書いてあるのが1つだけある、弁護士だと。まさにおっしゃったように、今の我々が構成する社会において不可欠な集団だ。憲法への基本的支持率が高いから、最後は憲法の求めるものに合致しているかどうか「あるべき弁護士」の共通基準だが、それで具体的な物差しは、すぐには作れない。私の感じではやはりさっき言った専門的知識と論理能力のスキルと、その上に共感力が必要。ただ、共感力というのは経験上だんだんできてくるという面があるから、まず出発としてはスキルの方を必要条件として考えるべきか、と感じる。その場合程度の問題だが、どこかにラインが必要であるということも間違っていない。法曹という資格制度は、社会は資格を持っているということをもってとりあえず信頼する、個々のユー

ザーが検証する手間を省くという社会効率の1つの機能を持っているわけだから、それは働かせた方がみんなにとっていいのではないか。その意味で言うと、程度の問題だが、問いに対する答えはイエスだ。

菊地：質を満たさない法曹はマーケットに出すべきではないと一般的に言わざるを得ないが、果たして出すべきではないということに何の意味があるのか、という問題だろうと思う。この前、平山会長が日弁連臨時総会のときに「ロースクールができて果たして法曹の質がどうなったかは、その出身者の法曹を何年間かけてその後の成長を見ないとわからない」と発言された。法曹になった将来を見越して出すべきでないとうやうや判断するというのか。余りデキの悪いのは出さないよというのは一般論としてはそうだろうけれども、そのデキが悪いというのはテスト評価しかない。マーケットに出すときのセレクト機能は、唯一テストしかなく、そんなに当てにならない。そうすると、問題はマーケットに出てしまった後、これをどうするかだ（笑）。

基本的な法律知識と法的思考能力があれば、 あとは実務についてからの努力と研鑽に まかせるという方向性について

高中：基本的な法律知識と法的思考能力があれば司法試験に合格させ、二回試験も合格させ、あとはOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）、つまり、実務における努力と研鑽でもって磨いていけばいいのではないかという考え方が一方ではあろうかと思う。医師に例えれば、風邪とガンの違いを診断できる能力を、基本的法律知識と法的思考能力だとすれば、それさえあれば、すべてが高度な外科手術、ゴッドハンドといわれ



るような内視鏡手術ができる医師である必要はなく、町の診療所で「単なる風邪だ。あるいは、大学病院に行って検査を受けるべきだ」というふり分けができる能力があればマーケットに出していくという考え方なのかと思う。ごく基本的なものがあれば足りるとして、マーケットに出し、あとは現場での努力と研鑽に任せればよい、競争させればよいと考えるのであろう。しかし、私は、人間間の紛争解決を担当する法曹について、基本的能力以外の法曹倫理や人権感覚、人間性などを無視するようなことで本当によいのだろうかと思う。

藤森：さっき言ったことと重なると思うが、答えは「程度による」と思う。どこかにある程度のハードルが必要ではあるだろう。かといって余りそこを例えば成績だけでギチギチするというのはいろいろな意味で弊害も多いし、また人間の本性みたいなものは、みんなそう完璧ではない。特に今、高中さんがおっしゃった人間性などとは違う知識的な課題、例えば知財に非常に詳しいとか独禁法については専門であるとか、これは巣立った後でそれぞれ一生懸命頑張ればいいんじゃないかと思う。共通に最低限必要だよという基礎的なことは一定程度やはり必要ではあるけれども、そこを余りギチギチにしてもしょうがない。やはりある程度人間性みたいなところもその中に入れて、総合的に、プロフェッションの資格で考えたいということになる。

菊地：人格、交渉能力、いろいろな面で総合的に二回試験を1つのハードルとして評価できる、いわゆるマーケットに出す出さないのふりの工夫というのは今後あり得るんだろう、とは思いますが、大局的には、人格などを「判断」して、「おまえ、駄目だよ」というのは難しい。ということになると、テスト評価しかないだろう、と。そうすると、本来は基本的法律知識と

法的思考能力のレベルをどうするか。それが先程の「マーケットに出すべきか出さざるべきか」というハードルをどこまで上げ下げするのか、という話だろう。そのレベルがやはり制度ができたばかりでこれがまだ定まっていない。だからみんな混乱している、というのが実情だろう。一般的には、マーケットに出すべきではないといっても出てくるわけで、そうするとその後どうするかということやはり研鑽しかないだろう。

高中：そうだと思う。われわれも、刑事事件で、「被告人の人格は変わります」と弁護するわけだから（笑）、人格が駄目であるとして最初の段階で振り落とすとなると、弁護士についてのみあまりに高すぎる要求をすることになってしまうし、思い上がりとも言われかねない。実務に就いてからの努力と研鑽が必要だというのは当たり前のことであるが、問題は、基本的法律知識、基本的な法的思考能力さえあればということの中身であろう。そのレベルがどの辺にあるのかがまだわからない。

菊地：僕ら旧司法試験で苦労した者は、今は法律知識も薄れているくせに、当時を思い起こして望郷の念にかられて「俺たちはよくできたよなあ」と言ったりする（笑）。

藤森：基本さえあればというのが、「さえ」と限定していいだろうか。職業選択の自由もあるし、どこまで個性に立ち入っていいのかという問題もあるので、おっしゃるとおり現実的には非常に難しいことだけれども、共感性要素の判定を諦めるのは早い気もする。例えば医師を養成するときに医の倫理みたいな、その辺も一応は評価対象にするわけでは。牧師なんかもそう。この人は牧師に向かないという判定はあっていい。法曹はそれを全く見ないでいいのかなということだ。やれるものなら判定要素は考えてみるのに値することじゃないか。難しいことは重々承知。



菊地 裕太郎 会員

競争原理を法曹の世界に 導入するという事

高中：司法試験に受かって司法修習を終了しさえすればあとは一生保証されている、何の研鑽も勉強もしない、司法試験に受かったときの知識を切り売りしながら一生やっていくということはあってはいけない。競争原理自体を弁護士の世界に導入することに反対だと言ったら、それは国民から見放されるであろう。問題は、どこまでの競争を是とするかということだと思う。

藤森：競争、競争という方へ日本社会は20年前からやっているが、僕自身はどちらかというと競争原理の導入に慎重な方の部類だと思う。その上で、あえて憎まれ口を言わせてほしい。前にこれを言ってある弁護士に大変怒られたが、弁護士さんや法曹への負のイメージは「遠い・高い・長い（遅い）・威張っている」だ。これらについて、もうちょっとそうでなくしてよと、一般の市民は思っている。その改善をズーッと法曹三者というサークルにお任せして、自浄（自己解決）してねと委ねていたが、一向に進まない。それを何十年間残念ながら見てきた。最初は司法試験改革から、90年の中坊さんの頃に少し動きが出てきて、司法制度改革となる。相当乱暴な改革ではあるが、それに対して国民もマスコミもノーと言わなかった。そこにあるのは、さんざんきれいごとをおっしゃってきたが絶対自分たちを変えないんだ、というのをちょっと見せつけられちゃった。だからしょうがない、司法にもう少し市民の方を向いてもらうには、ある程度外科的なものをやらざるを得ないんじゃないかという意識だ。まず、「遠い」というアクセス問題、過疎地の問題、人口の比率の問題がある。それから、「高い」とか「威張っている」というのは、これはやはり競争原

理のなさ、1対1対応ではないが相当結びついている話。つまり選択可能性だ。「長い」という問題は、これは裁判官・検事の増員をきちんとやらなければいけない。それをバランスしながらやらねばいけないけれども、しかしやはり法曹全体の人口というのは増えない限りなかなか解決できないだろう。つまり、一言で言えばサービス改善のために人数も増やしてもう少し今までよりは競争原理を入れてもらわないと困る、というのが多分、過半数の市民の目ではないか。

菊地：アクセスというのは距離的なことを指摘されているの？

藤森：アクセスというのは、地方の過疎と、それから都市でも、安めの事件はなかなかやってくれないということや、それから、法的に困った時、そもそもどこへ行ったらいいかわからないことも。別の言い方をすれば、弁護士は、今まで旦那衆向けだけのお座敷でやってこれた。一般庶民も、本当はお世話になりたいんだけどどうしたらいいの、という戸惑いに対して、ドアがきちっと開かれ、明確に「おいでよ」という形になっていなかった。

競争原理へのアレルギー

菊地：司法改革に反対する人たちは、法曹人口を増やすのは競争原理を導入することに目的があり、人権派の弁護士を駆逐して弁護士をビジネスロイヤーに仕立て上げて、政府・権力に馴染む弁護士を育てることになると言う。今、我々が目指しているのは、まず人的インフラを作る必要がある、法の支配を隅々に当てるためには、被疑者国選をやるにも、裁判員制度をやるにも、弁護士が今の数では少ない、司法改革は人を増やしてそれを基盤整備としてやるんだというこ

と。はじめから法曹人口を増やして競争原理を導入することがイメージされたわけではない。ところが結果的にそうなるからと言って、競争原理に対してのすごいアレルギーというか反発が今起きていて、ひいては司法改革はNOだという流れが強まっている。競争原理というものを意識的に忌み嫌って逃げ回っていたら、藤森さんがご指摘の「遠い・高い・長い・威張っている」という批判は一向に免れない。そういう意味では、結果的に競争原理が働くことによっていささかの改善は期待できる。さらに弁護士が弁護士同士の競争だけではなくて、他士業との競争にも乗り出していかなければいけない。税理士が中小企業、小さな個人企業も含めて顧問を8割ぐらい持っているのに、何で弁護士はそこまでいかないのかという統計があるように。ただ、それが行き過ぎになるかどうかのブレーキの問題が、まさに法曹人口だろうという感じがする。

高中：競争なき社会は、歴史を見ても、墮落し腐敗するのではないかな。正しい意味の競争は必要だと思う。しかし、マイナスになる競争もある。私は、2年くらい前にNHKテレビで報道された大阪のタクシーの競争は、行き過ぎた競争ではないかと思う。競争原理を弁護士の世界に無限定に導入することについては、おそらく被害者が出てくると考えている。医師に例えれば、報酬目当ての過剰診療や技能不足による誤診が出てくるのではないかな。大阪のタクシー業界では、現に運転が荒っぽくなったとか過労による事故が増えたとか言われているようだ。もちろん、運賃の価格競争があり、サービスが向上するというよい面もあるだろうが、競争が必ずよい結果を生むという保証はないと思う。ここの見極めをどうするかというのは非常に難しい。競争の限界というか、歯止めがなければいけない。

法曹人口増大抑制論の問題

藤森：今まで例のない急角度な法曹人口増大を人為的にやっているから、あるべき質に対して悪い影響を及ぼすのではないかな、こういう心配は誠に正当だ。しかし、法曹の質と量というのをトレードオフ（二律背反）で考えるのではなく、質を維持しながら増やさなければいけない。それをあえてやろうというから司法改革の名に値するので、そのための仕組みとしてロースクールとかいろいろやってきている。もう1つ、菊地さんも言っていたように、もうあと1年半後に裁判員制度が始まって集中審理を担わなければいけない、あるいは被疑者国選弁護を広げなければいけない。ではこれは社会に必要か不要か、必要だと思う。少なくとも被疑者国選は。裁判員制度についてはいろいろな議論があるし、今の刑事司法の枠組みのままであれを乗せるのがいいかという不安はあるが、世界を見ても、司法にも国民が主権を及ぼしていくということは当然視されているのが現状だ。被疑者国選弁護がいかに必要かは、各地の実態を見れば、あるいは映画「それでもボクはやってない」を見ても、明らかだ。しかしそれを担保するだけの容量があるかと言えば、ない。では、それを質量セットでやりましょう、というのが司法制度改革で、一応その全体像を多くの人は是としたわけだ。ローリングシステム的に常に見直して議論をしていくことは全く否定しないし、必要なことであるけれども、大筋としてやはりあるところまでは、「よし、じゃやってみよう」ということだろう。

高中：従来の司法試験合格者500人、600人でよい、それで既得権益を守って安定した生活を送る、試験に受かりさえすれば将来が約束された職業を目指すべきだという弁護士は基本的にはいないのではないかなと思っている。そこまで弁護士は姑息というか身勝手な

はないと思っている。しかし、一方で、急激な変化に対応することができず、戸惑いと不安が先行していることも事実だ。公認会計士試験の合格者が2007年は4,000人であった。会計制度の拡充は、国家経済システムに組み込まれ、企業のコンプライアンスも含め、日本の企業が世界の中で縦横無尽に活動するためには監査業務がしっかりしていない限り成り立たないということだろう。国策と言えそうかもしれないが、公認会計士の大幅増員に反対論は聞かれない。ところが、弁護士については、大量の司法試験合格者が出ることによって、法律事務所への就職ができず、事件獲得競争が激化して収入も減少し、人権擁護活動に支障を来すことになるという論がある。しかし、このような因果関係を強調することは、弁護士のエゴではないかと思う。弁護士は、そのように志が低いのかと言われかねない。現在、法律事務所の就職先がないということがマスコミでも大きく報道されている。確かにOJTを受ける機会のない弁護士を大量につくることは問題かもしれないが、それは別の方策、例えば弁護士会の研修などで解決すべき問題ではないかと思う。それから、就職先がない弁護士たちが必ず悪いことをする、国民に害を及ぼすといわれるが、この因果関係もわからない。これも、別の方策、例えば倫理研修の充実などで解決すべきことではないか。

はっきり言うと論点は

菊地：東弁で議論をしたときに早稲田大学の須網隆夫教授が、「法曹の質が下がるとかいろいろ理屈はともかくとして、もっとはっきり言ったらいいじゃないか。要するに、食えない。あんた方も職能団体ならそれを言っても恥ずかしくはない。その議論をしてどう

なのかというふうにもっと開き直って言ったらいいじゃないか」と指摘されていた。そこは開き直って、みんな共倒れになるぞというところから出発して何が悪いんだということになると、悪くはないだろうけれども、ただ、ちょっと恥ずかしい。それを言ってみたところで、世論は納得するのか。なかなか言い出せないんだけど、まさに論点はそこにあるのかなと思う。そういう意味では、食える食えない論争というのが実は非常に大きな問題だろう。人口の収縮とか日本経済の行く末などを考えると、果たして3,000名の山に登り詰めたときに一体向こうにどんな山があるのか慎重に考えなければいけないだろう。やはり食べていくことが最低条件だということは否定のしようもないし、それを否定していたら弁護士会自身が「何をやっ取る」という話にもなる。全体の人口が減り、経済が収縮していく中で、3,000名をずっと保てるのか、新しい隣接業種も含めてそこに進出するいろいろなバリエーションの中で弁護士がさまざまな分野で本当に生きる状況になるのかどうか。これはもうよくよく考えていかなければならないし、努力しなければいけない。他方、法曹の質が低くなったとロースクールに言っていると、ロースクールは「質とは何なのか。どこまで何を教育すればいいのか。それも示さないで、ただ、質が低下したとこっちに責任を押しつけている。しかも、法律知識に特化した受験勉強をやったらけしからんと言われる」との思いがある。今は、法曹の人口の数と質をめぐって混沌としている状況にある。

これからの法曹はいかにあるべきか、 そのための法曹人口の制度設計について

菊地：先程来、質の話をして、いろいろな軸がある



と。人格識見，法実務，法創造，独立自営，公益活動という5つぐらいの軸があって，それを全部理想値につけることはもちろん難しい。しかし，例えば事務所経営能力は抜群だけれども法実務能力はないということになるとこれは一体何なのか，危険ではないのかという話も出てくる。それを弁護士が少しずつ能力を高めて理想値に近づいていくというイメージがあれば，日々一人一人が自覚的に取り組んでいって総体としては目指すべき弁護士，調和のとれた弁護士になるのではないかと考えている。弁護士会的には，やはり懲戒と研修，これはもうしっかりやっていく。法曹人口については，今は3,000名にある，だからそこまでは登ろうと言った以上は登ってみようと。ただ，そこで登ったときに何が見えるかを今から検証していかないと，登った，さてどうするかというのでは遅いのではないか。

高中：藤森さんの発言にあったように，弁護士は憲法上の存在として日本の司法制度を支えているのだということをもまず認識をしていくことが前提であろう。「国家は人なり」というが，弁護士が法的紛争に悩める人を救う公共的責務を負った職業である以上は，当然に単なる自己完結的な営利目的であってよいはずもない。だとすると，藤森さんの言葉を借りれば，やはり人間に対する共感力・人間力というものが，これから大きく増えてくる弁護士について，重みを増してくるだろう。私は，それにもう1つ加えたいのは，やはり公益性，公共性，つまり社会全体のために尽くすという気概だ。倫理観を持っていなければいけないのは当たり前であるが，前にも言ったように，私は，プロフェッションとしての気概を持つ法曹がこれからの法曹像，弁護士像であると思っている。そうすると，法曹人口の問題についても，そういう気概のある法曹が3,000人増員になった時にいなくなってしまうのか，あ

るいは少数派になってしまうのかというような目で考えていってはどうか。法曹人口問題については年間3,000人増員ありき，3,000人増員と決めたのだからどんな社会情勢となっても未来永劫に年間3,000人増員を墨守するのだということではなく，これからも不断の見直し，不断の検証が必要だと思う。日本の適正な法曹人口はどのくらいかについては，日本の少子高齢化問題もあるし，これからの日本の経済力，国力の問題もあるだろう。さまざまな要因があるだろうから，長期的に考えていかなければならないと思う。

在野プロフェッションの点在が社会全体の厚みを

藤森：法曹あるいは弁護士さんというのは，独特の位置にいるというふうに思う。議院内閣制の下において司法は本来的に強いチェッカーであるべきなんだけれども，それが機能しているかという心もとない。例えば行政訴訟などでも弁護士の役割は大きいけれども，働きは十分ではないと思う。今，情報公開，インターネットが広がる中で，市民からマス・メディアも厳しく批判されるようになったが，それは正当な批判だと思っている。同じように，さまざまな職能団体に対する市民の見方も厳しい流れにあるのは事実であって，それはもう正当に受け止めるべきだと思う。逆にそういう市民主権の時代へ向かう時，プラスの面としては在野プロフェッションとしての，先程のお話のような気概を持った方々が日本中に沢山点在してくれというのが，社会全体をどれだけ厚みのある確かなものにするのかということも考えたい。非常にそこは大事な部分かなと期待している。

(構成：味噌岡 康子)